

重要

平成26年度学校納付金の月別口座振替金額一覧表（2学年）

【お知らせ】本科1年生～3年生の方については「公立高校の授業料無償化及び高等学校等支援金制度」が適用されます。これに伴い、段階別授業料負担額の判定（文部科学省の判定）が必要になりますので、前期授業料の振替日については下記のとおり5月26日以降とさせていただきます。（振替日については判定結果確定後連絡いたしますが、例年8月頃に判定結果が来ておりますので8月26日又は9月26日の振替日になると思われます。）

◎通学生

単位：円

区分	前期分 4月28日	前期分 5月26日以降	後期分 10月27日	合計
振替日				
※授業料	0	57,900	57,900	115,800
学生会費	0	6,000	0	6,000
旅行積立金	10,500		10,500	21,000
後援会費	25,000		0	25,000
取扱手数料	66	66	66	198
振替合計金額	35,566	63,966	68,466	167,998

※学生会費については、5月の学生会総会で会費決定予定です。

※ 振替金額の確認に当たっては、次の点にご留意ください。

◆ 共通事項

- 入金は、前期分・後期分それぞれの振替日の**前平日まで**にお願いいたします。
- 振替日に引落ができなかった場合は、翌月の26日に再引落をします。以後、振替ができるまで、毎月の26日に引落をしますので、未納分を振替日の前平日までに入金願います。
なお、引落されない場合は、文書による督促が、国立高専機構本部より直接送付されます。
- 振替合計金額には、銀行振替手数料を加算しております。（事情により振込納付する際は、66円の振込は不要。）
- 領収書は発行しませんので、ご承知お願います。

※ 授業料

（参考）段階別授業料負担予定額

区 分	自己負担額 (年額)	自己負担額 (前期分)	自己負担額 (後期分)	就学支援金額
市町村民税所得割額が18,900円以上	115,800	57,900	57,900	118,800
市町村民税所得割額が18,900円に ①、②の合計を加えた額未満の世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数 ×11,100円	56,400	28,200	28,200	178,200
市町村民税所得割額が非課税	0	0	0	234,600

* 授業料については、上記段階別によって負担額が異なる予定です。（※通学生・寮生の負担額は18,900円以上の世帯の例を記載しております。）

◆ 寮生のみ

- 年の途中で入寮した場合は、入寮費、寮生会入会金、及び寮生会費が入寮最初の月に加算されます。
- **給食費は、委託業者が直接別途徴収いたします。**

◎寮生

単位：円

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
振替日	4月28日	5月26日	6月26日	7月28日	8月26日	9月26日	10月27日	11月26日	12月26日	1月26日	2月26日			
※授業料	0	57,900					57,900	0	0	0	0	0	0	115,800
学生会費	0	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000	
旅行積立金	10,500	0	0	0	0	0	10,500	0	0	0	0	0	21,000	
寄宿料(共用室)	4,200	0	0	0	0	0	4,200	0	0	0	0	0	8,400	
寮費(運営費)	42,500	0	0	0	0	0	42,500	0	0	0	0	0	85,000	
寮費(暖房費)	0	0	0	0	0	0	別途お知らせします。(参考:平成25年度は年額27,000円)						—	
寮生会費	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,400	
後援会費	25,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,000	
取扱手数料	66	66	66				66						264	
振替合計金額	84,666	6,066	57,966				115,166	0	0	0	0	0	263,864	